

JR6社、可燃性液体持ち込み禁止へのぞみ放火事件受け

本部はH27、8/7、のぞみ火災事故を受け可燃性液体持込禁止等、今後の安全確立に向けた交渉を開催

2月18日の一部報道によると、東海道新幹線の車内で昨年6月に起きた放火事件を受け、JR6社は、可燃性の液体の持ち込みについて現在のルールを見直し、一切の持ち込みを禁止する方針を固めた。北海道新幹線（新青森―新函館北斗間）の開業に合わせて各社がダイヤ改正を行う3月26日から適用する方向で調整している。列車への危険物持ち込みは鉄道営業法で禁じられているが、「旅行中使用する少量のものを除く」との例外規定がある。このため、JR各社は、灯油やガソリンなど可燃性の液体であっても、3キロ・グラム以内は持ち込みを認めている。

本部は昨年、6月30日に発生した東海道新幹線「新横浜～小田原間」を走行していたのぞみ225号で列車火災事故を受け、テロなどの異常時を含む今後の安全対策について、お客様と乗務員の安全確保が重要であると考え、事柄の重大性、緊急性に鑑み、申1号（H27/8/7）で申し入れ、今後の対策について団体交渉を行った。私たちイーストユニオンは、今回の列車火災を受けお客様の安全と乗務員の安全確保の観点から、現在の会社の取り組み安全対策と現場で働く社員の声を訴え、より良い質の高い安全で安心してご利用いただける鉄道を目指すため真摯な議論を行った。 ～交渉録より～

【組合】今回の事象は10ℓの灯油を持ち込まれた。現実の問題としてスルーされている現状がある。鉄道営業法では危険な液体を持ち込まないとあるが、営業規則では3ℓ以内の可燃性の液体は持ち込み可能とある。旧国鉄時代からの規則である。可燃性の液体については持ち込めないよう改正すべきと考える。

さらに、列車移乗時に防護ネットを配備する等、お客様と働く者の命と安全な議論を行い『究極の安全』の確立に向け労使一体となり取り組むべく会社と組合が認識を一致させた。

JREユニオンは、お客様と働く者の命と安全を守るため『究極の安全』に向けて積極的に取り組んでいます。